令 和 ２ 年 第 ２ 回

伊根町議会定例会会議録

令和２年６月18日（第２号）

伊 根 町 議 会

令和２年 第２回（定例会）

伊根町議会　会議録（第２号）

招集年月日	令和２年　６月１８日　木曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター　ほっと館　ふれあいホール						
開閉の日時及び宣告者	開会	令和２年　６月１８日　９時２９分		議長	上辻　亨		
	閉会	令和２年　６月１８日　１１時３８分		議長	上辻　亨		
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏　名	出欠	議席番号	氏　名	出欠	
	1	松山義宗	○	6	大谷　功	○	出席　９名
	2	佐戸仁志	○	7	和田義清	○	
	3	長谷川貴之	○	8	濱野茂樹	○	欠席　０名
	4	中嶋　章	○	9	上辻　亨	○	
	5	山根朝子	○	１０			
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職	氏　名	出欠	職	氏　名	出欠	
	町長	吉本秀樹	○	住民生活課長	増井和彦	○	出席１０名
	副町長	上山富夫	○	保健福祉課長	石野　靖	○	
	教育長	岩佐好正	○	地域整備課長	白須　剛	○	欠席　０名
	総務課長	鍵　良平	○	教育次長	石井明博	○	
	企画観光課長	千賀和孝	○	会計管理者	須川清広	○	
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長	倉　正人	○	主事	千賀さゆり	○	
会議録署名議員	３番	長谷川　貴之		６番	大谷　功		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和２年　第２回　伊根町議会定例会

議事日程　（第２号）

令和２年６月１８日（木）
午　前　9時２９分　開議

日程第　１　　会議録署名議員の指名

日程第　２　　一般質問

○	新型コロナウイルス対策を	佐戸　仁志
○	新型コロナウイルス感染症に対する支援策について	大谷　　功
○	介護事業所への支援と高齢者へのサポートについて	山根　朝子
○	新型コロナウイルス感染症対策への支援は	長谷川貴之

日程第　３　　議案第５４号　伊根町行政情報配信システム屋外拡声局整備工事請負契約の締結について

日程第　４　　議案第５５号　物品購入契約の締結について（塵芥収集車）

日程第　５　　議案第５６号　損害賠償の額の決定及び和解することについて

日程第　６　　請願第　１号　加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設に関する請願書

日程第　７　　閉会中の継続審査（調査）申出書

会議に付した事件

日程第　１　　会議録署名議員の指名

日程第　２　　一般質問

○　新型コロナウイルス対策を	佐戸　仁志
○　新型コロナウイルス感染症に対する支援策について	大谷　　功
○　介護事業所への支援と高齢者へのサポートについて	山根　朝子
○　新型コロナウイルス感染症対策への支援は	長谷川貴之

日程第　３　　議案第５４号　伊根町行政情報配信システム屋外拡声局整備工事請負契約の締結について

日程第　４　　議案第５５号　物品購入契約の締結について（塵芥収集車）

日程第　５　　議案第５６号　損害賠償の額の決定及び和解することについて

日程第　６　　請願第　１号　加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設に関する請願書

日程第　７　　閉会中の継続審査（調査）申出書

別　　紙

会　議　の　経　過

令和２年６月１８日（木）
午　前　９時２９分　開議

◎　開会・開議の宣言

○議長（上辻　亨君）　皆さん、おはようございます。
６月定例会最終日となりました。
本日の議題は、一般質問からであります。質問される議員の皆さんの質問が一つでも伊根町の発展につながることを期待しております。
早速ですが、これより会議を開きます。
ただいまの出席議員は全員です。
これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎　日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（上辻　亨君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定によって、
３番、長谷川　議員
６番、大　谷　議員を指名します。
以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いいたします。

◎　日程第２　一般質問

○議長（上辻　亨君）　日程第２、これから一般質問を行います。
最初に、新型コロナウイルス対策をを通告議題とし、佐戸議員の発言を許します。２番、佐戸議員。
○２番（佐戸仁志君）　皆さん、おはようございます。
まず初めに、下火になったとはいえ、新型コロナウイルス肺炎患者の治療を行っておられる全国の医療従事者の方々、各保健所の方々、厚生労働省の方々、各自治体の方々等に敬意を表したいと思います。
それでは、通告書に基づき一般質問させていただきます。
新型コロナウイルスは、日本中、世界中へと蔓延し、日本国の経済活動に大打撃を与えております。京都府、京都市内同様、京都北部、特に京丹後市、宮津市、伊根町は観光を核としたまちづくりを近年行ってきました。この４か月間、海外からの観光客が来町しなくなったのはもちろんのこと、全国に発令された緊急事態宣言後、国内の観光客の来町もなくなったため、宿泊業、飲食業など観光関連業者の売上げ減はもちろんのことであります。その業種の恩恵を受ける各業種とも打撃を受けています。町内でも高級魚である本マグロが安価で取引されたり、丹後米が売れず、在庫を多く抱えている農家があります。多くの業種が収入減となっています。宿泊業者、飲食業者、農業、漁業には国はＧｏＴｏキャンペーン、クーポン券、農業・漁業支援等、様々な支援策が今後行われる予定であると聞いております。
しかし、町内の多くの方々、特に若者の雇用先である土木・建設業には支援策は聞こえてきません。町として支援する必要があると私は思います。２年から３年間、ずっと行われてきた台風・大雨での災害復旧はほぼ終了し、新規の公共工事もコロナウイルス対策のため、多くの工事が発注されるとは思えません。建設業も消費税の上がった昨年秋からの不景気にコロナウイルス不景気が加わり、現在大変厳しい状況であります。
そこで、各地区区長会から要望を受け、未着工となっている町道、側溝などの改修工事を町内業者に発注してはどうか。費用は中止となった各種イベント、行事、会議、研修等の不要となった経

費を流用してはどうかと考えております。町長の考えをお伺いしたいと思います。
　また、伊根町は近隣市町の業者が羨むくらい多くの住宅の改修が行われています。特に伊根地区では少ない件数の割に不況の今でも常時６件から７件の改修が行われており、その要因として、住宅改修助成金事業、重伝建保存事業、民宿等の開業支援事業、移住促進住宅整備事業などがあり、住民、建設業者ともに伊根町行政に感謝しております。
　しかし、先の見えないコロナウイルス不況の中、住宅改修助成事業が本年度までとなっており、町内の観光業、飲食業等が元の状態に戻り、活気ある伊根町に戻るまでの支援策として継続してはどうかと思います。考えをお聞かせ願いたいと思います。
〇議長（上辻　亨君）　吉本町長。
〇町長（吉本秀樹君）　それでは、佐戸議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。
　新型コロナウイルス対策として、地元建設業者への発注支援や住宅改修助成事業の期間延長についてのご質問でございます。
　まず、新型コロナウイルス感染症対策として中止になった各種イベント、諸会議、研修会等の経費について地域要望を受けた町道等維持・改修工事に流用、発注してはとのご質問でございます。
　本年度と昨年度の当初予算における町内業者に発注できる予算額でございますが、令和元年度は３億２，０００万円、令和２年度は２億４，０００万円でございます。
　しかしながら、昨年度は災害復旧費の６，４００万円が含まれておりますので、これを除くとほぼほぼ同額でございます。
　京都府全体の土木建築事業費は、対前年比９０％、そのように落ち込んでおります。そういう中ではありますけれども、丹後土木事務所管内では対前年比１０９％と伸びております。他圏域と比べれば大きな増加と思います。
　しかしながら、現時点での発注については京都府職員のコロナの関係での在宅勤務等、いわゆるテレワークの関係で発注が遅れていると思われます。そうでありますから、おいおい仕事のほうは出てまいります。
　そのような中、町道等の維持・改修工事の発注状況につきましては、今年度に入り２か月あまりで、土木工事として伊根町建設業協会へ２，９９０万円を発注しております。昨年同時期が９８０万円でございましたので、かなり前倒し発注となっておりますし、その他にも教育委員会の設備工事２件、２，１９０万円、そして地域要望箇所については道路・河川合わせて４，２００万円ほど予算化をしております。発注量としても例年に比べて多いほうでありますし、新型コロナによる緊急事態宣言下でも順当に公共事業を提供し、建設業者への支援につながっているものと考えております。
　イベントや会議費、研修費を流用して事業発注はどうかとのご質問でございますが、会議費、研修費等は合わせてもさしたる額にはならないわけでございます。イベントでは伊根花火に２００万円、うみゃーもん祭には１００万円、敬老会には２００万円と補助金等を支出しており、この経費が執行残としてあるというお考えでしょうが、実際にはその財源は基金からの繰入れや京都府の補助金、また起債等を充当しており、ほとんど一般財源としては残らないものでございます。
　お金には色はついておりませんが、それぞれの出どころや趣旨は異なります。伊根花火は入湯税から観光振興のため、うみゃーもん祭は過疎債から地産地消や広く伊根町の農林水産物のＰＲのため農林漁業振興会に繰り出すものです。敬老会は福祉基金から高齢者福祉のために繰り出すものでございます。こういったものを町道改修等に充てるのは筋が違うと思います。
　先ほども申しましたように、現予算のさらなる早期発注による支援に努めてまいりたく思います。
　次に、住宅改修助成事業の期間延長についてでございます。
　住宅改修助成事業は、議員もご承知のとおり、平成２５年度から２９年度の５年間の事業としてスタートいたしました。平成２９年９月には上辻議員と大谷議員の一般質問や各地区区長会の要望を踏まえ、令和２年度まで３年間延長した経緯がございます。この間のトータルの事業実績といたしましては、今年度現在までの申請を含めて３６３件、補助金６，８２３万円を交付し、その申請事業費は６億７，３６１万円でございます。
　よって、事業目的であります既存住宅の長寿命化、住環境改善及び地域内産業の活性化を図るそ

の趣旨を十分に達成していると評価できるものと考えております。
　しかしながら、延長した平成３０年度から３年間、そこを取ってみますと現在まで申請がこの３年間で４７件であります。当初の５年間の申請と比較しますと１年当たりの申請件数が２５％程度です。３割にも達しない状況となっております。これ以上伸びが期待できないものと判断しているところでございます。また、年度を区切らず事業を継続しても、さらに申請件数は減少するものと考えます。
　よって、本年度を区切りと考えておるところでございます。そうでありますが、議員の発言のとおり、コロナ関連の影響で改修を断念せざるを得ない方もおられるやもしれません。そのあたりも十分考慮し、事業期間の延長については検討してまいりたいと考えております。
　以上でございます。
○議長（上辻　亨君）　以上をもちまして佐戸議員の一般質問を終わります。
　次に、新型コロナウイルス感染症に対する支援策についてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。６番、大谷議員。
○６番（大谷　功君）　皆さん、おはようございます。
　まず初めに、新型コロナウイルスでお亡くなりになられました９３１名の方々、現在も闘病中の方々に心よりお見舞いを申し上げるとともに、一日も早いご回復をお祈りいたします。
　また、医療機関、介護、保育、福祉の職場、物流やスーパーなどライフラインを支えている皆さん、また対策に当たっておられる皆様に敬意と感謝を申し上げるところでございます。
　幸い、伊根町では新型コロナウイルスの感染者は出ておりません。このまま事態が終息すればいいのですが、決して油断することはできません。全国的に緊急事態宣言が解除されましたが、あくまで小康状態だと見ておくべきだと考えています。今やるべきことは人間の体でいえば、この間に消耗した体力を回復し、次の感染の波に備えることではないでしょうか。具体的には検査体制の拡充、医療体制の整備、そしてダメージを受けた暮らしと営業への補償です。言い換えれば、医療・暮らし・経済の基礎体力の回復であります。以上のことが土台となってこそ、今後の経済回復の施策も効果を上げることができると考えています。
　それでは、通告に基づき、新型コロナウイルス感染症に対する支援策について伺います。
　まず、持続化給付金についてお聞きします。
　政府は、感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となるよう、事業全般に広く使える返済不要の給付金として持続化給付金の支給をしています。給付額は中小企業等は２００万円、個人事業者等は１００万円であります。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、フリーランスを含む個人事業者など、幅広い業種で事業収入を得ている法人・個人が対象となっています。
　ところが、自分がこの対象かどうか分からないという方もおられます。また、申請する上で大きなネックになっているのは手続が全て電子申請となっていることであります。パソコンやスマホが使えないと申請できない、使える人でも書き込み途中で失敗して諦めたという人もいるのではないかと思います。伊根町のような小さなまちでは商工会や町の支援で申請も進んでおると思いますが、減収額５０％に達しない方も恐らく多くあると思います。
　しかし、減収額が４０％減でも３０％減でも経営が苦しいことには変わりはありません。持続化給付金の対象とならない売上げ減２０％から５０％未満の町内事業者などへ、１事業所に幾らか金額を決めて、例えば一律１０万円と給付をするような救済策が必要ではないかと思いますが、町長のお考えを伺います。
　次に、宣言の解除後、どのような社会をつくっていくのか。生活は、教育は、景気はどうなるのか想像がつきませんが、未来を知るには過去の歴史から学ぶことも大切であります。
　私は歴史にも医学にも精通しているわけではない、ただの受け売りでありますが、かつて世界中にパンデミックを巻き起こした感染症はどのようなタイムスパンで終息したのか知っておくのも大切であります。幕末に黒船がもたらしたとされるコレラは第１波到来から第３波の終息まで約４年間を要しました。また、日本でも多数の犠牲者を出した１００年前のスペイン風邪は終息に３年を要し、致死率が最も高かったのは第２波でした。季節で見ると秋・冬シーズンの流行が多く、本格

化・強毒化する傾向があると言われております。ですから、歴史的には第２波、第３波到来の可能性は非常に高く、また強大ではないにせよ、感染拡大と緩和を繰り返し、当面終息しないというのが主な今の論調のようであります。短期的には治療薬、中長期的には画期的なワクチンが開発できるのかが終息に直結するための大事な要因だと思っています。

いずれにしても、伊根町への影響は今後も継続的であり、とりわけ観光ビジネスへの影響は計り知れず、渡航規制にあるインバウンドでは壊滅的です。元には戻らないか、完全回復するとしても年単位の時間が必要と見られています。

その一方で、渡航自粛の反動から、年内には国内需要が高まる可能性があると言われています。近年のインバウンドへの偏りが是正をされ、かつての国内観光が楽しめる時代への回帰が見込まれるとも言われております。

しかし、国内観光であっても急激に回復するとは考えられません。

そこで、営業が急激に改善しないと思われる町内商工団体を応援し、これを支えるためにプレミアムクーポン券、商品券を発行し、町民が町内業者を利用し、飲食し、宿泊し、友達同士、また家族同士で食事をし、また宿泊などもしてゆっくりと過ごし、併せて町民が町内を再発見する取組を行ってはどうかと考えます。伊根町の暮らしを支える商工業者、農林漁業者、伊根町も大きく支援をしてきたリーディング産業の観光業が衰退することのないよう、激励の意味で思い切った支援をしていくことが大切だと考えますが、町長の考えを伺います。

〇議長（上辻　亨君）　吉本町長。

〇町長（吉本秀樹君）　それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

国の持続化給付金は、議員もご存じのとおり、売上げ前年比５０％以上減少した事業者に対して中小企業に２００万円、個人事業主などに１００万円支給されるもので、町内の飲食業や宿泊業を営まれる事業者ほとんどが対象となっているものと思います。

議員は、売上げの減少が２０％から５０％未満の事業者にも一律１０万円の給付を求めると言われておりますが、若干疑問に感じるのは売上げが２０％から５０％未満、なぜその人に限られるのかと思うところでございます。売上げの減少が５０％に満たない方が国の給付金の対象にならないので、２０％から５０％未満の事業者に限って町が独自に支援をしますよとなれば、今度は１９．９％減の方は「我々だって困っている。２０％減はかわいそうで１９．９％は問題ないのか。」そうなるわけであります。そして、その論を繰り返していけばとどのつまり、1％でも減ればすべからく支援しなければいけない、そういうことになってしまいます。そうでありますから、どこかで線を引かなければいけないわけであります。その必要がございます。それが５０%以上ということでございます。

また、５０％以上といいますけれども、本町の対象者は、これ前年比８０％、９０％減という方がほとんどであります。中にはゼロもあります。そして議員もおっしゃったとおりでありますけれども、そういった皆さん、まだまだ先は見えないわけでありますし、例年の売上げに戻るのは、これも議員言われたとおり、数年要するかもしれないわけであります。このコロナ禍の中で普通に仕事ができて７０％、８０％の売上げが維持できているのは御の字ではないかなと、逆に対象外となった方は言い方は悪いですけれども、不幸中の幸いではなかったのかな、そう思ったりもするわけでございます。別の支援策を考えたく思います。

また、今回の給付金は対象となるのは本年の１月から１２月までであります。その間であります。その間、一月でも５０％以上という月があれば申請できます。締切りも来年1月１５日であります。秋口からの第2波も考えられます。売上げが半減などということにならないように、皆さん、営業努力をされるとは思いますが、何があるか分からない。そのときはご利用願いたく思います。

次に、町内商工団体を応援するためのプレミアムクーポン券、商品券を発行し、町内団体を支える支援策が必要ではないかとの質問をいただいております。

プレミアムクーポン券、商品券、これを町が実施するには券の印刷、販売、換金などの事務経費がかかり、かなりの手間も必要でありまして、真水も薄くなります。また、町民さん、生活者支援という意味では効果的だとは思うんでございますが、商工団体の応援となると時間もかかり、即効性はなく、ふだんの生活費の置き換えとなれば効果も薄いわけでございます。少し方法が違うので

はないかなと思うところでございます。
　伊根町におきましては、商工観光業者には通常時から、開業支援金、商工観光業振興対策補助金、特産品開発事業費補助金など、手厚い支援を用意させていただいております。今回の新型コロナウイルス感染症は到底どの事業者にも予測のできない事案であり、大きな影響を受けていることも承知しておりますが、それぞれに実情は異なると思いますし、１事業者としての経営努力も必要であろうかと思います。国、京都府が様々な支援策を提供されておられます。また国の２次補正では家賃支援など、新しい支援策が講じられています。町に独自政策をいろいろと何とかしろというより、国・府の支援策を整理し、事業者が何に困っているのかを見定めて、その困っている内容に合わせて適切な情報をしっかり伝え、支援するのが今の我々の役目であろうかと思っております。
　しかしながら、２次補正の２兆円の臨時交付金がございます。これを活用しての独自策は可能に思います。まだ伊根町への配分額は示されておられないため、検討の段階ではございますが、先ほど申し上げました商品券・クーポン券を発行するのではなく、例えば全世帯に１万円、もしくはお１人５，０００円のポイントを付与する。そしてそれを町内の店舗で利用した場合、領収書などをもって申請して返金を受けるような形、つまり、企業福利厚生などでよく用いられますカフェテリアプランですかね、その伊根町店舗版がどうだろうか、これであれば券の印刷、販売、送付などの経費等を省略した形で実施できるのではないかと検討をするところでございます。
　また、例えば国の特別給付金、それで申請、全ての方にいただきましたので、もうその口座に逆にお１人当たり町の独自で１万円。１万円となりますと２，０００万円でありまして、ちょっとなかなかきついところでありますけれども、そこまで国からお金が来るかどうか分からない。そういうのもやってみるのはどうかな、いろいろ考えたりしています。形はどうなるかは別にして、何より臨時交付金によって町内事業者、町民の皆さんへの支援ができるよう、各課に事業検討するよう指示をしております。そういった施策の立案のためにも議員におかれましても「困ったことがあったらまず相談を」、そう呼びかけをお願いしたい。お話を聞かせていただくことで、国・府の支援制度を紹介したり、申請のお手伝いもできると思います。そうしていく中、町民の皆さんが、町内の事業者が本当に困っていることに対する適切かつ有効な支援策が打てるよう検討してまいりたく思っております。
　本定例会質疑の中でも申し上げましたように、２次補正につきましては、専決ではなく臨時議会を開催いたしますので、ご協議のほどお願い申し上げます。
　また、議員提案も大歓迎でございます。議会事務局を通じてご提案いただければ喜んでお受けをさせていただきます。
　以上でございます。
○議長（上辻　亨君）　６番、大谷議員。
○６番（大谷　功君）　クーポン券や商品券、大変評判が悪いようですが、いろんな支援を伊根町独自で考えていただいて、ああ、よかったなというような支援を考えていただきたいと思うんですけれども、今一番大事なのは町長も言われましたように、何に困っているのかということの調査が今早急に必要ではないのかなというふうに思っております。どの程度まで調査が進んでおられるのか分かりませんけれども、そこのところを十分調査していただいて、支援策について十分検討していただきたいというふうにお願いをいたします。
　以上で質問終わります。
○議長（上辻　亨君）　吉本町長。
○町長（吉本秀樹君）　大谷議員さん申されますように、伊根町民の皆さん、事業者の皆さん、どういうことに本当に困っておられて、どういう支援が必要なのか、商工会、観光協会、また社会福祉協議会等々、関係団体と本当に相談申し上げまして、調査させていただいて、そして皆さんで、みんなで考えて、本当によい策を検討してまいりたいと思います。
　まだ、ちょっと本当に第２次のほうの交付金のほう、国の２兆円の配分がどれぐらいか見当はつかんのでございますけれども、前回３，６００万ありましたので、それよりはたくさんあるはずでありますので、皆さんとともに本当にいい策を考えたいと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（上辻　亨君）　以上をもちまして大谷議員の一般質問を終わります。
　次に、介護事業所への支援と高齢者へのサポートについてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。５番、山根議員。
○５番（山根朝子君）　まず初めに、新型コロナウイルスへの対応に尽力されている関係諸機関、団体の方に敬意と感謝を申し上げます。
　では、通告書に基づいて一般質問を行います。
　新型コロナウイルス感染症は、世界的大流行となり、日本でも緊急事態宣言が発動されるに至りました。密閉・密集・密接の３密を避け、外出や人との接触を自粛する生活が要請され、町内でも様々なイベントの中止や老人会、サロン、健康教室などの活動が休止されました。幸運にも町内での新型コロナの感染者は発生せず、第１波の波はどうにか乗り越えることができたのではないかと思います。
　全国的に新型コロナの感染が広がり、終息が見通せない中で、高齢者や要介護者の皆さん、家族の方は不安な日々を過ごされてきたのではないかと思います。高齢者の場合は感染したら重症化しやすいということがあり、本人はもとより、家族や介護に関わる関係者はうつらないこと、うつさないことに神経をとがらせてきました。介護サービスの利用がこれまでどおりにできるのかということも介護をしている家族としては不安材料でしたが、町内の介護サービスは縮小や休止はされず、いつもどおりの態勢を組んでもらえました。介護事業所にお話を伺うと、スタッフの皆さんは自分たちが感染媒体とならないための感染対策と、それに伴う精神的なストレスは相当なものがあったようですが、自分たちに代わるサービス提供者は町内にはいないという使命感に支えられての頑張りで乗り切ってこられたようです。
　全国的には、マスクや消毒アルコールなどの衛生用品の不足が大々的に報道されましたが、町内の介護事業所では大きな混乱もなく対応できたようです。ただ、使い捨てとなる消耗品がふだん以上の出費となり、経営への影響は軽視できません。また、サービス利用者の中には感染のリスクを恐れて利用を制限する方があり、さらに施設側も感染予防対策による利用制限を講じたこともあり、減収は確実だということです。
　しかし、国の持続化給付金の対象となる５０％以上の減収には当てはまらないということで、丸々損失となってしまうとのことでした。町民にとってなくてはならない介護事業所にとっても新型コロナの影響を受け、経営的な困難に直面しています。町としても支援の手を差し伸べるべきだと考えますが、町長の見解を伺います。
　次に、高齢者へのサポートについて伺います。
　町内の高齢者の暮らしも、自粛生活の中で変化を見せています。交流の機会がなくなり、自宅にとどまることが要請され、また気楽に訪問しておしゃべりができない状況で、体力低下や気持ちのふさぎ込みなどの心身の問題が懸念されます。サロンや老人会など様々な活動が今後再開されると思いますが、当面は体操などのメニューも必ず取り入れるようにして、体力低下防止の取組を進めていく必要があるかと思います。
　大阪の堺市では、民生委員らと連携し、この間、市内の要支援以上の高齢者２万人を対象に電話をかけて雑談したり、健康維持を図る取組を行っていました。また、富田林市の社会福祉協議会では外出自粛の高齢者や障害者の見守り支援事業として、自宅に閉じこもりがちな対象者に対して、ボランティアの力も借りて電話での安否確認や声かけを行い、対象者の不安解消やニーズの把握、情報提供を行っていたようです。伊根町においても社会福祉協議会が独り暮らしの高齢者を対象に、はがきや訪問によるアンケート調査を実施したと聞きました。その結果を今後の取組に生かしていくとのことです。いろいろな団体とも協力しながら高齢者の身体・精神面での変化を捉え、サポートしていく手立てを考えられているのかについてもお答えいただきたいと思います。
○議長（上辻　亨君）　吉本町長。
○町長（吉本秀樹君）　それでは、山根議員さんのご質問にお答えしたいと思います。
　まず、１つ目の介護事業所への支援でございます。
　議員申されましたとおり、新型コロナウイルスの影響により、外出自粛や各種行事が中止となり、サロンや老人会の活動も休止となったものもございます。

そんな中、町内の介護事業所の状況でございますが、長寿苑のデイサービスやショートステイ、伊根町社会福祉協議会での訪問介護・訪問入浴、伊根の里での障害者の通所就労は事業所さんの徹底した感染予防対策により、ほぼほぼ通常どおり実施をされております。事業所スタッフの皆さんには心より感謝を申し上げる次第であります。

マスクや消毒薬などの備蓄品については、３月１３日の介護事業所との会議で、６月頃までは確保できていることが確認でき、その後もマスクなどは関係機関から優先的に配布いただき、本日まで特段問題なく事業が継続できております。消耗品の出費で経営への影響は軽視できないと言われますが、３月以降、マスク、消毒薬は一時的には店頭での品薄状況や転売により高値で売られることもございましたが、法律で転売を禁止したことや広く行き渡ってきたことなどから、以前の値段と比べると若干割高ではあるものの、通常の値段で購入できるようになったのではないかと思っております。経営に及ぼすことはないようであります。

利用控えによる収入の減少でございますが、ケアマネ会議を月１回開催し、ケアマネジャーが把握している限りでは利用控えはごくごく少数であります。５人程度と聞いております。ないに等しかったと聞いております。また、与謝郡福祉会、とりわけ長寿苑は利用制限をかけて事業を継続されておりましたが、制限にかかった方はお１人と聞いております。マスコミでは病院を初め、介護事業所などの厳しい状況が日々伝えられておりますが、今まで申し上げましたとおり、町内の介護事業所の経営だけを考えますと、新型コロナに経営は左右されておりません。地域により実情は異なるものでございます。都市部は大変でありましょうが、伊根町は今後も特段問題はないのかなと、そのように考えておるところでございます。

また、福祉事業への補助の方式として、関わった事業費に対して補助する方式と人件費見合いを補助する、以前の用語でいいますと人件費補助方式がございますが、本町の場合、どちらかといえば後者の補助方式を採用しております。おきなぎの家、かじか苑を会場に行っております初期認知症対応型カフェ推進事業、１回幾らといった単価契約による事業委託で、委託先は与謝郡福祉会などでございますが、これ４月、５月、実際行うことができませんでした。

しかし、この間、この事業に携わる職員さんは有給休暇を取得され、緊急事態宣言が解除、外出自粛が緩和されたときには速やかに事業が再開できるよう準備をいただいておりました。そうでありますから、町といたしましても実際事業が行われておりませんが、その実情を勘案し、人件費相当は補償する、そういう対応としております。そのときそのとき相手方との相談の上、最善の手法を検討し、対応しているところでございます。

次に、２つ目、高齢者へのサポートでございます。

感染拡大を防止する観点から、３月まで行っておりました保健センターでの「健やかサークル」、各地区集会施設での「ふれあいサロン介護予防教室」、泊泉苑での「老人クラブ学習会」など、大勢が集まる教室は４月以降中止としておりました。この間、看護師、保健師による電話での健康確認を行っております。

また、「いねばん」でも複数回、定期的に「保健センターだより」を配信し、住民の皆さんの健康管理、体力低下予防に努めてきたところでございます。５月１４日には新型コロナウイルス予防対策特別号として「保健センターだより」を各戸配付し、正しく理解していただくこと、食事、お口の健康、体力維持、買い物時の注意点などを分かりやすく紹介し、住民の健康維持に努めているところでございます。

今後も、看護師、保健師による電話での健康確認や必要な情報発信に努めたく考えております。また現在は４月以降中止としておりました人が集まる各種事業、健やかサークル、ふれあい、老人会等の学習会等々、感染予防の徹底を図りながら再開をしております。

この間、本町ならではの出来事を１つ紹介しますと、看護師、理学療法士が訪問看護利用者のお宅を訪れた際、家族の方の精神面の変化に気づき、コロナ鬱ではないかと保健師につなげ、早期の対応を図れたケースもございました。

また、ついこの前なんですけれども、面会をしたいという方が来られました。年配のご婦人の方なんでございますが、うちには９０を超えるおばあちゃんがほぼ寝たきりですと、褥瘡というんですか、床擦れですかね、それも大分ひどくなってきて、私も在宅介護するのに大変苦労していると、

思い切って訪問看護をお願いした。とてもよくしてもらっている。その褥瘡も治ってきた。私も死ぬまでこのおばあちゃんを在宅で看護する、その気力が湧いてきた。お礼を言うと来られまして、大変うれしかったんでございます。

本町は、介護事業所とも連携を図りながら情報を共有しておりますので、他市町での取組で参考になる部分があれば取り入れさせていただきますし、本町独自の顔の見える、個々の方に寄り添った対応を続けていきます。そのことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（上辻　亨君）　５番、山根議員。

○５番（山根朝子君）　ありがとうございます。本当にそうで、介護や福祉に関わるスタッフの皆さんは本当によくやっていただいていると思います。本当に感謝いたします。

やっぱり、第２波、第３波に備えるために、この間どうだったかということをちゃんと検証していただいて、今後、町民の健康と暮らし、守るためにご尽力いただきたいと思いますし、せっかく「いねばん」で体操とか指導が入っているんですけれども、それが何か双方向で、もう少し体操したよとか、そういうチェックするようなことができるんですね。そしたら、そういうことでもやっぱりどれだけ関心を持ってそういう体操を皆さんが見てくださっているのかというのも何かチェックしていけたらいいんじゃないかなというふうに思いました。今後ともよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（上辻　亨君）　以上をもちまして山根議員の一般質問を終わります。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策への支援はを通告議題とし、長谷川議員の発言を許します。３番、長谷川議員。

○３番（長谷川貴之君）　それでは、一般質問をさせていただきますが、本定例会での新型コロナウイルス感染症対策についてのご説明と、また本日の一般質問の内容と重複することもありますが、通告書に基づき質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策への支援はについて伺います。

新型コロナウイルス感染症対策で、当町におきましても基幹産業であります農林水産業や舟屋郡を中心としました観光産業を初め、多くの業種におきまして経済損失があります。漁業者も操業の継続はしていたものの魚価の低迷や、さらには流通制限によります販路断裂があり、今もなお経済への影響は継続しております。また個人におかれましても、休業、休職による所得の減少、子育て世代も休校によります家庭への負担、学生が故郷を離れ、下宿等をされている家庭でも経済的負担がありました。

当町は、緊急事態宣言期間中の来町と帰省自粛を発出され、感染拡大防止で住民から感染者が確認されなかったこと、また個人特別定額給付金への迅速な対応は称賛するものであります。

しかし、国と府の休業要請以外の業種でも町内の事業者は自主的に営業自粛せざるを得ない状況でありました。既に緊急事態宣言解除を受け、観光業、飲食業、宿泊業も営業再開されておりますが、観光入り込み客数の回復には相当な時間を要することは言うまでもありません。

国や府からの給付金、助成金、融資等の支援策だけでは支援対象とならない事業者もあり、現に飲食業におかれましては、府の休業要請対象事業者支援給付金もございますが、町内の食事提供施設のほとんどが支給要件にあります通常の営業時間が短いため、支給要件を満たせず、給付対象外であります。

少し身近な実例を申し上げますと、水産会社の伊根浦漁業さんでは道の駅にあります土産物店を休業されましたが、事業所全体での事業収入が前年同月比で５０％以上減少しておらず、持続化給付金の要件に該当しませんでした。また、蒲入水産におきましては、宮津市、与謝郡の学校が休校で給食納品が休止、また宮津市から京丹後市の土産物店の休業により水産加工品の納入キャンセル、さらには漁港めしも休業で大幅な売上げ減少をしました。担当者としまして、京都府の休業要請対象事業者支援給付金コールセンターにも問い合わせをしましたが、通常の営業時間と取扱商品が食品であるため、給付の対象外でありました。その他の町内事業者におきましても、このようなことが起こっておると考えられるのではないでしょうか。

町が来町の自粛要請を発出したことにより、休業要請対象施設に該当しない宿泊施設、飲食店、商業施設等も営業自粛で来町防止に協力し、町民一丸となり感染症拡大防止に取り組んだ以上、多

種多様な経済支援や支援措置を検討すべきではないかと思います。また、新型コロナウイルス感染症対策による影響や損失額等の調査も行い、現状の把握をすべきではないかと思います。

現段階で町独自の支援策についてどのように考えておられるのか、町長の見解を伺います。

また、新しい生活様式の実践への対策について、新型コロナウイルス第２波襲来を見据えた方策についてお考えがあるのか伺います。

○議長（上辻　亨君）　吉本町長。

○町長（吉本秀樹君）　それでは、長谷川議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

その前に、議員、質問されるとき、いつも何か質問状の中にない実例とかちょこちょこ挙げられるんですけれどもね、前もって言うていただくとね、ちゃんとそのお答えできたと思うんです。今ちょっと気になったのは伊根浦漁業さんが営業されている舟屋の里の土産物屋、５０％減に至っていないから持続化給付金いただけなかった、それ違いますよ。一月休んでいるんだから絶対そんなのゼロですよ、あそこ。だから５０％以下じゃないんですよ。伊根浦漁業全体としてなっていないから当たらないんですよ。そういうふうにご理解くださいね。

では、ご質問にありました新型コロナウイルス感染症対策の支援についてお答えをします。

まず、通告書の中で「町が来町の自粛要請を発出したことで、休業要請対象施設に該当しない宿泊施設、飲食店、商業施設等も営業自粛で来町防止に協力し」とありますが、これ順序が逆じゃないですかね。伊根町のほうは４月２２日に「不要不急の来町自粛のお願い」を発しております。その時点では、既に町内の宿泊施設や観光関連施設は営業の自粛や自主休業を決定されております。町は来町されても宿泊施設も観光施設も閉まっておりますよという趣旨の発信をしております。知事さんじゃないんですからね、私にそんな権限はございませんので、事業者の決定に基づいて発信をしております。早いところではもう３月中から休業されておりますからね、漁港めしもたしか４月１０日のフェイスブックで４月１２日から４月末までの休業を発信されております。町は４月２２日でございます。

町の要請によって自主休業して、感染拡大防止に取り組んだんだから支援措置を講じろ、そういう趣旨の質問であるならば、各事業者は事業者の判断で自主休業されたので、町の責任はございませんねと、そんな答えになってしまうわけでございます。

そうではなく、伊根町の事業者は京都府の休業要請支援金の対象にほとんどならないので、こんな支援はできないだろうかとか、休業、休職などで所得が減り困っている人へ、こんな支援はできないのか、そういった建設的な質問をいただきたいなと思うところでございます。

それでは、答弁に入ります。

今回の新型コロナウイルス感染症で、町内の農林水産業、観光業に大きな影響が出ていることは重々承知をしております。また個人においても休業、休職による所得減少、学校の休業による家庭への負担増加も承知しております。そうでありますけれどもね、議員、褒めてくれた中の一つは１０万円の給付がいち早く伊根町は取り組んだ、それは評価に値する、もう一つ評価してほしいんですね、これですよ、学校。２月の国からの休業要請ですね、学校、日本の国の９９％の学校が閉じました。でも、伊根町は閉めておりません。卒業式も入学式もちゃんとやっております。また大型連休にかけては閉じましたけれども、いち早く子供たちのために学校も開けております。家庭への負担を増加というよりも極力小さく収めたつもりでございます。そういったもろもろの経済対策のために、国・府が給付金、助成金、融資等により支援されているところでございます。加えて、町も独自の支援策を実施しているところでございます。

議員、国・府からの給付金、助成金、融資等の支援策だけでは支援対象とならない事業者もあり、そのように言われるわけでございますが、今、国や府から打ち出されている給付金、助成金、融資の何一つ対象とならない事業者があるのかな、私ないと思いますよ。個人給付金の１０万円は皆さん既にお受け取りをいただいたと思いますが、事業者の給付金、助成金などは、ある一定の要件が必要で対象とならない場合もあるでしょう。

しかしながら、政策金融公庫の融資は直近３か月間の売上高等が前年同期の売上高と比べて５％以上減少していれば受けられるものであります。保証料は全額補給、利子も３年間は全額補給されます。どの事業者も対象になる制度であります。

伊根町としても、京都府の休業要請支援給付金には給付対象となられるお店は少なかったようでございますが、府と同額を上乗せをしております。農林水産業においても最大２０万円の緊急支援事業がございます。同じく町も同額を上乗せしております。農林事業者であれば誰でも対象者でございます。また、アルバイトができず、窮状を訴える大学生には伊根町奨学金条例を改正し増額、また他の奨学金との併用も今まで駄目だと言っておりましたけれども、可といたしました。４月１日に遡って申請をいただけます。
多種多様な経済支援や支援措置を検討すべきではないかと、そのようなご質問でございますが、議員はどんな支援が必要と考えておられますか。休業支援給付金の対象とはならない事業者に先ほどもありましたけれどもね、１０万円を支給するのか、それともマスク、消毒液を配るのか、多種多様な経済支援をと言われてもなかなかぴんとこないわけでございます。分かりません。こんなことにこんなに困っている人にこのような支援策を、そういった具体策をいただきたく思うところでございます。
一昨日、１６日に京都府から中小企業者、個人事業者に対して補助率１０分の１０、上限額１０万円の事業再出発補助金、そして補助率３分の２、上限２０万円の緊急応援補助金が発表されています。伊根町もこの補助金、３分の２、上限２０万円の緊急応援補助金に上乗せをしようと６月補正予算に１００万円を計上させていただいておりましたが、京都府さんの要綱で市町村の補助金等重複はできませんとなっており、補正予算の課長詳細説明でもあったように、別の方法を検討することとなりました。
それ以外にも、国の持続化補助金は補助率３分の２、上限１００万円、京都府からは観光連盟を通じての「食の京都」推進事業費補助金、補助率３分の２、上限２０万円、感染防止支援等事業補助金、補助率３分の２、上限４０万円など、コロナ発生に対処する国・府が多種多様な支援を準備されているところで、さらに国の２次補正では家賃への支援なども新たに打ち出されております。
また、商工関係業者にはコロナ発生前から商工会を通じた補助率３分の２、上限２０万円のステップアップ事業補助金といったものもございます。
そういった中で、伊根町独自の支援策はどのようなものが必要なのか、個別事業者への支援は国・府で行われているので、今、町が行うべき支援は個別事業者に対するものではなく、観光業、飲食業などの業種全体への支援であろうかと考えております。６月補正で可決いただいた関係予算は観光協会への誘客対策事業の委託など伊根町の観光業、そして１次産業を盛り上げるための支援と位置づけております。
つかぬ話、感染症予防に要する経費は国が全部または一部を負担しなければならない、そのように地方財政法にうたっております。書いてあります。議員、町を挙げて感染予防に努めたと言われますが、そうではなく、国を挙げて感染予防に努めたのでございます。必要なものは国が工面するべきでありますし、工面しておると思います。
我々は、国・府の施策を関係団体とともに、迅速に町民の皆さん、とりわけコロナ禍でお困りの皆さんに提供するのが仕事、なおかつその足らずまいは上乗せ補助をさせていただいております。大谷議員さんへの答弁の中でも申し上げましたが、１２日に成立した国の第２次補正予算の臨時交付金、伊根町の配分額はまだ通知はございませんが、現在、各課に関係事業の検討を指示しているところでございます。先ほども申し上げましたが、２次補正は専決ではなく、臨時議会を開催いたします。議員提案、大いに結構かと思います。議会事務局を通じて政策提案を出していただければありがたく思います。
また、新型コロナウイルス感染症による影響額、損失額につきましては、発生時から観光協会で調査をしていただいており、5月１３日にまとめられたものが最終でありますが、あくまで事業者さんがキャンセルを基に観光協会に報告のあったもので、町全体で宿泊、遊覧船、体験などで合計８，６００人、２，７５０万円の損害となっております。キャンセル以外に予約が入らないこと、また飲食店の入り込み減少などを含めると影響額はもっともっと大きなものになることは確かでありますが、調査のやりようが今はなく、観光協会の現状把握が限界かと思っております。
次に、新しい生活様式の実践、第２波の襲来を見据えての方策でございます。
私、別に何も特別なことをする必要はないと思います。要するに直接、間接に他者と接触しない

ことであります。握手やハグはいけませんね。そして、皆さんももう耳にたこができたのではないでしょうか。３密を避ける、ソーシャルディスタンス、手洗い、消毒、マスクの着用など、基本的な感染予防策をしっかり行うということでございます。

加えて、いつも申し上げておりますこと、自らの行動履歴２週間分をしっかりと管理いただくことです。どこへ行ったのか、誰としゃべったのか、濃厚接触者は誰であるのか、そういったものをしっかりとしっかりと管理いただくことでございます。もしものときのクラスターを最小限に封じ込めるためのものでございます。

また、もしものときの保健所等の相談、ＰＣＲ検査、軽度・中度・重度の入院隔離等の医療体制につきましては、京都府にその充実強化をお願いしております。私、冒頭に、この前、知事さんとの意見交換会がありまして、２点のことを申し上げたとご挨拶の中で申し上げました。もう新聞を読ませていただいて、矢継ぎ早に京都府さんもどんどんやっておられますね。近畿管内から旅行に来られたら２，５００円出すぞ、またこの隔離病棟についても今でも、終息しつつあるから縮めているか、縮めていないと言っていますね。まだ確保することをちゃんとやっていく、もう矢継ぎ早に用意されております。私からもそういうふうにお願いしたところでございます。

その上で、早期に元の社会生活、経済活動が取り戻せるように互いに奮闘する、頑張ればよいわけであります。第２波が来ても事によりますが、学校を閉めたり、まちをロックダウンさせることのなきよう対応することを目指します。

最後に、今回のコロナ禍で東京一極集中の危うさが露呈されたわけであります。東京のみならず、大都市への人口集中が危険なのであります。今後はテレワークだのリモート、オンライン会議だの、世のデジタル化は一層進み、分散型社会が構築されていきます。そうすることが望まれております。都市と農山漁村の共生社会の追求であります。そんな中、我々はその受皿となれるよう、このまちの生産のシステム、生活のシステムをしっかりと整える、構築する。そして都市にはない田舎暮らしの価値をしっかりつかみ、積み重ねることが大事に思います。こういったピンチをチャンスに捉えたく思います。どうかよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（上辻　亨君）　３番、長谷川議員。

○３番（長谷川貴之君）　答弁の内容をお聞かせいただきまして、私の勘違いもあったようであります。私自身も具体的な給付金支援策の案というものはこれといって示すことはできませんが、大谷議員さんもおっしゃっていましたけれども、関係機関を通じてでも、現在どのような影響があったかというところのまず調査をしっかりとしていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上辻　亨君）　吉本町長。

○町長（吉本秀樹君）　伊根町民の皆さん、そして伊根町のあらゆる事業所の皆さん、どういう影響があったのか、どれほどの影響があったのか、どれほどの損失を被ったのか、つぶさに調査のほうはしてまいりたいと思います。

その上で、今後どのような対策が必要なのか、何度も申しますけれども、本当にどういう方がどういうことで困っておられるのか、そういうことに対して我々はどういう支援ができるのか、そのところを真摯に考えて対応してまいりたく思います。

以上でございます。

○議長（上辻　亨君）　以上をもちまして長谷川議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

休憩をいたします。再開は５５分。よろしくお願いします。

休憩　１０時４１分

再開　１０時５４分

○議長（上辻　亨君）　再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎　日程第３　議案第５４号

○議長（上辻　亨君）　日程第３、議案第５４号　伊根町行政情報配信システム屋外拡声局整備工

事請負契約の締結についてを議題とします。
　本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。
○町長（吉本秀樹君）　議案第５４号　伊根町行政情報配信システム屋外拡声局整備工事請負契約の締結についてでございます。
　従来のアナログ防災行政無線屋外拡声局に代わる「いねばん」と連動する行政情報配信システム屋外拡声局の整備でございます。
　契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議決を求めるものでございます。
　細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（上辻　亨君）　鍵課長。
○総務課長（鍵　良平君）　議案第５４号　伊根町行政情報配信システム屋外拡声局整備工事請負契約の締結について説明（担当課長説明記載省略）
○議長（上辻　亨君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。７番、和田議員。
○７番（和田義清君）　ただいまの説明の契約金額９，３５０万、ご説明していただきました。親機のもともとの大本に係る部分とお示ししていただきました全部で１６か所、これに係る大体の金額の内訳とか分かればお示し願いたいんですが。
○議長（上辻　亨君）　鍵課長。
○総務課長（鍵　良平君）　ただいまご質問いただきました割合ですかね、ちょっとただいま手元に設計書を持ってございませんので、正確な金額、割合を申し上げることができかねるんですが、おおむね６０％ほどがシステムの関係だったように記憶しております。
○議長（上辻　亨君）　和田議員、よろしいですか。
○７番（和田義清君）　はい。
○議長（上辻　亨君）　ほかに質疑はありませんか。６番、大谷議員。
○６番（大谷　功君）　機器の説明なんですけれども、ちょっと分からないので教えてほしいんです。スピーカーのストレート型とレフレックス、それから高性能型と、この使い分けについてお聞かせ願いたいのと、それから回転灯いうのが今回はつくんですね。これ、回転灯いうのは何のためにあるのかちょっとお聞かせください。
○議長（上辻　亨君）　鍵課長。
○総務課長（鍵　良平君）　スピーカーにつきましては、その建柱場所、スピーカーの設置場所の地形を勘案しまして、例えば半分は海側、半分は山側とそういうような地形のところだったら、人家のあるほうに向けての指向性だけを強調すると。一方で周辺にずっとおうちがあるようなところに建てるものにつきましては、指向性の弱いものをできるだけ広範囲に音が出せるように配置するためのスピーカーの選択でございます。
　ストレート型というのは、いわゆるラッパのようなもの、レフレックス型というのは何かぱっと見、四角い箱のような形のもの、そういったようなもので指向性を変えていくための違いでございます。高出力型というのはレフレックス型の３０ワットだ、５０ワットだいうのがあるんですけれども、それにプラス６０ワットで、単純に言いますと出力が違う、その場所から地形の反射なども考慮して、エリアとなる対象の中で十分に音が出せる、到達できるような地形も考慮したスピーカーを選定したというふうに設計の段階で聞いております。
　あと、緊急情報のときに、緊急情報である旨を表示するために回転灯を置いたような仕様になってございます。
　以上です。
○議長（上辻　亨君）　ほかに質疑はありませんか。７番、和田議員。
○７番（和田義清君）　すみません、基本的なことでちょっと確認したいんですけれども、施工箇所図でお示しを願っておるんですけれども、機器撤去というところに関しては全てもうこれまであったものを撤去するという認識でよろしいんですね。
　あと、例えば１番の蒲入局であるとか、２番の本庄浜局、３番の泊局、いわゆる海岸沿いにある

部分は法令によって津波等のことも絡みますので、これは絶対に置いておかないと駄目なので、更新されるということですね。

あと、それ以外の撤去されずに更新されるところ以外は各地元の合意と、それなりの地域の受益者負担等をいただきながら補助金、過疎債を使って新たに新設もしくは更新していくと、そういう認識でよろしいんでしょうか。

○議長（上辻　亨君）　鍵課長。

○総務課長（鍵　良平君）　施工箇所図の撤去と書いておりますところにつきましては、例えば１５番、旧消防サイレン薦池局、機器・柱撤去、ここのところはもう完全に撤去する形で進めております。

また、海岸線、または今回受益者負担をいただきました箇所で新設するもの、こういったところにつきましては、機器の老朽化の程度も見ながら、財源を見合わせながら必要な時期に必要なタイミングで更新をかけていく必要があるというふうに認識しております。

ただ、今後も例えば津波の危険性がなくなるというようなことはないので、こういったものにつきましては、今後もずっと持っていなければならないものだというふうに認識しております。

○議長（上辻　亨君）　ほかに質疑はありませんか。質疑がないようでありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻　亨君）　異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第５４号　伊根町行政情報配信システム屋外拡声局整備工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎　日程第４　議案第５５号

○議長（上辻　亨君）　日程第４、議案第５５号　物品購入契約の締結について（塵芥収集車）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君）　議案第５５号　物品購入契約について。

車両取得の売買契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議決を求めるものでございます。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上辻　亨君）　増井課長。

○住民生活課長（増井和彦君）　議案第５５号　物品購入契約の締結について（塵芥収集車）説明

（担当課長説明記載省略）

○議長（上辻　亨君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻　亨君）　異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第５５号　物品購入契約の締結について（塵芥収集車）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎　日程第５　議案第５６号

○議長（上辻　亨君）　日程第５、議案第５６号　損害賠償の額の決定及び和解することについて

を議題とします。
　本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。
○町長（吉本秀樹君）　議案第５６号　損害賠償の額の決定及び和解することについて。
　損害賠償の額を決定し、和解をもって解決を行うため、地方自治法第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
　細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（上辻　亨君）　須川会計管理者。
○会計管理者（須川清広君）　議案第５６号　損害賠償の額の決定及び和解することについて説明
（担当課長説明記載省略）
○議長（上辻　亨君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようでありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（上辻　亨君）　異議なしと認めます。これで質疑を終わります。
　お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（上辻　亨君）　異議なしと認めます。討論を省略します。
　これから議案第５６号　損害賠償の額の決定及び和解することについてを採決します。
　本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎　日程第６　請願第１号

○議長（上辻　亨君）　日程第６、請願第１号　加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設に関する請願書についてを議題とします。
　紹介議員の説明を求めます。
　お諮りします。請願第１号については会議規則第９１条第１項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（上辻　亨君）　異議なしと認めます。したがって、請願第１号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。
　請願者の説明を求めます。４番、中嶋議員。
○４番（中嶋　章君）　国に対して、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願が全日本年金者組合、新日本婦人の会及び宮津・与謝社会保障推進協議会の３団体よりあり、請願説明を行います。
　請願の趣旨。
　高齢化社会が進み、高齢化に伴い、身体的機能の衰えによって耳が聞こえづらくなり、仕事や社会生活に支障が出る高齢の難聴者が増えています。加齢性難聴は日常生活を不便にし、人とのコミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となります。人と会話する機会が減ることにより、脳に入る情報が少なくなって、脳の機能低下が起こり、加えて背後から車両に気づくのが遅れ、交通事故に遭うおそれもあります。
　我が国では、身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合、補装具費支給制度で１割負担、中度以下の場合、購入後医療控除が受けられるものの、その対象はわずかで、多くは全額自費で購入されているのが現状です。特に低所得の高齢者には大きな負担となり、配慮が求められます。
　補聴器の使用により、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごし、認知症の予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制につながる補聴器の購入に対する公的補助制度の創設を求める請願です。

以上の趣旨をご理解いただき、本会議において本請願の審議、採択をお願いいたします。
以上です。

○議長（上辻　亨君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。７番、和田議員。

○７番（和田義清君）　１点だけ、ちょっともし把握しておられればの話なんですけれども、今おっしゃられた加齢性難聴者、福祉法の除外になっている方が町内もしくは宮津・与謝管内に何人ぐらいいらっしゃるかというのをもし把握されておられればお示し願いたいと思います。

○議長（上辻　亨君）　４番、中嶋議員。

○４番（中嶋　章君）　今のところ、私のほうには町内において何名かいうのは具体的には報告いただいておりません。

○議長（上辻　亨君）　ほかに質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻　亨君）　異議なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。６番、大谷議員。

○６番（大谷　功君）　私は、日本共産党伊根町会議員団を代表しまして、請願第１号　加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設に関する請願書に賛成の討論を行います。

７３歳以上の高齢者の半数は、加齢性の難聴と推定されています。難聴になると人との会話が聞きづらくなるため、人と会う機会が減る場合が大変多く、家庭でも社会でも孤立しやすくなります。難聴者への聞こえの支援、拡充は生活の質を向上させる上で重要な課題であります。

私ごとではありますが、私もアラウンドシックスティー、還暦に近いのでアラカンとも言うらしいですが、この年になりますと家ではテレビの声が大き過ぎると怒られ、「はい」とか「えっ」と言って、１回で聞いてもらえないと言われております。「えっ」と言って聞き返すのがもう癖のようになっています。家族と話していても対面で話をして聞いているときは分かるのですが、少し離れたところで聞きますと声は聞こえるんですけれども、何を言っているのか分からない。だから、もう面倒くさくて、聞いたふりをしてやり過ごしたりもします。人混みの中で話すときは相手が何を言っているのか分からないということもよくあります。これが孤立の始まりなんだろうなと今つくづく感じます。高齢の皆さんはもっと厳しいのだろうなと思います。

現在、日本では高度・重度の難聴でなければ補聴器購入の補助を受けることができません。高度・重度の難聴というのは両耳の聴力が７０デシベルでないと聞こえないという状態で、これは耳元で大きな声で話すレベル、４０センチ以内で話さないと会話が理解できないほどのものであります。つまり、相当重度の難聴でなければ補聴器購入に公的な支援が受けられないのが現状です。

これに対して、ＷＨＯ（世界保健機関）では中程度、４１デシベルから補聴器をつけることを推奨しています。４１デシベルというのは基本的には聞こえる。しかし、時々、人の言うことが音域によっては聞き取れないというレベルであります。ＷＨＯがそのレベルでも早く補聴器をつけたほうがいいと推奨しているのは、そのままにしておくと音の認識が保てずに、認識できない音が増えていってしまうという理由からであります。

慶応義塾大学医学部耳鼻咽喉科の小川郁教授は、中等度、４０デシベル以上の難聴を診断されたら、なるべく早く補聴器を使うことを検討しましょうと、進行してからの使用では十分な聞こえの改善が得られません。両耳につけたほうが広い範囲の音が立体的に聞こえますと述べられています。

ドイツでは、３０デシベル以上であれば聴覚障害とされ、医師が必要と判断すれば、それ以下でも補聴器の交付が可能となっています。

しかも、補聴器は他の補装具に比べてもかなりの高額でありまして、公的な支援が欠かせません。日本補聴器工業会の調査によりますと、２０１８年の補聴器１台当たりの平均購入金額は約１５万円で、収入が少なくなっていく高齢者や年金生活の方々にはかなりの負担であります。生活保護を受けている方の中にはもう諦めてしまって、全く耳が聞こえない、あるいはほとんど聞こえないまま毎日を過ごしておられる方もおるというふうに聞いております。日本と欧米を比べると本請願のとおり、難聴の人口の割合は人口の１割前後とほぼ同じですが、補聴器の使用率は日本が１４％なのに対して、公的補助制度があるイギリスでは補聴器の使用率は４８％、フランス４１％、ドイツ

３７％、アメリカ３０％と日本とは倍以上の格差があります。公的な補助があるかないかが補聴器を利用できるかどうかの明暗を分けていることは明らかではないでしょうか。
　全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという憲法２５条の精神を生かすバリアフリーが徹底されたまちづくりのためにも、全ての難聴者に対して補聴器購入の補助制度を創設することが求められています。その第一歩として、高齢者の補聴器購入に国が補助制度をつくることは高齢者の生活や健康維持を保障するものと考え、本請願への賛成討論といたします。
○議長（上辻　亨君）　ほかに討論はありませんか。７番、和田議員。
○７番（和田義清君）　それでは、私のほうから加齢性難聴者の補聴器購入援助の本請願に対し、拓政会を代表して討論に参加いたします。
　本請願への署名依頼を受けまして、当会派としても調査いたしました。
　まずは、日本共産党の大門実紀史参議院議員が平成３１年３月２０日、参議院財政金融委員会で加齢によって起こる難聴に対し、補聴器購入の補助制度創設を提起した議事録を閲覧いたしました。議事録の詳細内容は割愛させていただきますが、要約しますと大門議員の問題提起に対し、当時の厚労省の諏訪園審議官は「補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究を推進する」と答弁されております。また、麻生財務相はこの当時ですが、「厚労省から提案なり要望がまだないが、やらなければならない必要な問題」と、この問題提起に対し、前向きに答弁をされております。
　また、難聴が認知症の危険因子である可能性が指摘されていることから、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究を日本医療研究開発機構において、平成３０年度から開始されていることが記されております。この議事録では、まずこの開発機構でしっかりと研究し、現実的な支援創設に向け推進していくという議論で締めくくられておられます。
　次に、平成３１年４月２５日の第１９８回通常国会の参議院厚生労働委員会において、小児科医であり厚生労働大臣政務官も努め、難聴対策推進議員連盟では事務局長を務める自由民主党の自見はなこ参議院議員が難聴者に対する支援策について質疑された議事録を拝見いたしました。これについても詳細な議事内容は割愛させていただきますが、要約いたしますと、難聴の方の支援については乳幼児から子供期、高齢者などそれぞれの世代、立場、仕事等の環境別に課題があり、これらを総合的に支援、補助していくためには省庁内においても、各省庁においても同時に連携し進めていくことが重要との議論がなされております。
　議事録の中のポイントとなる部分を紹介いたしますと、平成２９年の夏にランセットで発表された論文の中で、認知症と難聴の関係については潜在的に予防が可能な認知症の危険因子として幾つか要因が列挙されていることが紹介されております。例えば、喫煙、運動不足などという因子が幾つか列挙され、それらの要因合計が全体の３５％を占め、かつそれらの因子のうち、実は難聴というものが９％という最も大きな割合を占める因子であるとされており、この研究結果は当然、厚労省も承知しております。
　一方、その因果関係やメカニズム、難聴補正が認知症予防につながるかどうかについてはエビデンスというレベルではまだ十分に確立されていない状況とも判断されておられました。このことから、厚生労働省でも先ほど述べたように、省内横断的に情報共有や包括的な対応を行うため、関係部局で構成される難聴への対応に関する省内の連絡会議を平成２９年７月に設置し、必要な研究対策を一歩一歩進めておられます。
　平成３１年３月２６日には、難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト、これを文部科学省とも連携して立ち上げ、障害児への早期支援に向けた取組の推進についても検討を進めておられます。
　また、大谷議員の討論の中にもありましたように、ＷＨＯではこれまでも世界的な調査や難聴予防の取組を行っており、２０２０年３月には難聴に関する世界レポートをまとめると予定しております。この辺に関しては現コロナ禍で若干スケジュールがずれているともお聞きしておりますが、今後はWHOの取組も注視しながら、引き続き支援対策に取り組んでいくことを述べておられます。
　こうして、難聴者に対する支援・補助政策は乳幼児から子供期、高齢者など世代別や様々な立場や環境におられる方々に対し、総合的に進めていくことで議論が締めくくられておられます。

この議事録から読み取れる難聴者に対する支援・補助制度については、本年度には３か年の詳細な調査結果が発表され、それを土台に、総合的かつ横の省庁とも連携が取れた現実的で効率的な支援策が練られていくと予測しております。

以上のことから、これらの研究結果が発表された後に地方の実情にも合った補助・支援策の要望なり請願内容が明確になり、より現実的かつ効率的な支援・補助への請願が可能と判断し、当会派としては今回の請願書への署名を見送り、これまで述べた見解をもって反対討論といたします。

○議長（上辻　亨君）　ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第１号　加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設に関する請願書についてを採決します。

請願第１号を採択することに賛成の方は起立願います。起立少数です。したがって、請願第１号　加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設に関する請願書については不採択とすることに決定いたしました。

◎　日程第７　閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（上辻　亨君）　日程第７、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第７４条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻　亨君）　異議なしと認めます。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

◎　閉　　会

○議長（上辻　亨君）　これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は６月９日に開会し、会議に付された各議案について慎重審議いただき、予定どおり閉会する運びとなりました。各位のご協力に対しましてお礼を申し上げ、令和２年第２回伊根町議会定例会を閉会します。

皆さんは引き続きではありますが、新型コロナウイルスに十分気をつけていただきますようよろしくお願いいたします。

皆様、お疲れさまでした。

閉会　１１時３８分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署　名　議　員

署　名　議　員